

資料1 ポスト3.11のメディア法・社会制度上

1. 社会におけるマスメディアの位置づけ

ローカル情報発信メディアの有用性

県域テレビ・地域ラジオ・地方新聞

トロイの木馬とパンドラの箱

災害時コミュニケーションの確保

NHK・民放テレビ・民放ラジオ・災害FM

電話（有線・ケータイ）・無線LAN

防災無線・地方紙・コミュニティ紙（ex 東海新報 石巻日日新聞）

↓

通信放送行政への影響（見直し）

デジタル化によるメディア一元化

経済振興観点によるメディア企業集中化

既成概念・既定方針の転換の必要性

地デジ移行

電波使用料・電波オークション

マルチメディア放送・ラジオデジタル化

2. 公共メディアの範囲とありよう

NHKのネット領域への業務拡大

公共放送から公共メディアへは正しいのか

ローカル放送強化こそが必要ではないか

メディア特恵的措置の継続と拡大

マスメディアの必要性に合意が取れるか

ex 消費税率引上げと減免措置の導入

マス（伝統）とソーシャル（新興）はどう違うのか

マスメディア集中排除原則

メディアの集中化と多様性の確保は両立するのか

地域性や独立性（多元性）をどう担保するのか

公共メディアの条件とは何か

国家として一定のメディアを選別することの意味はあるのか

マスメディアへの期待と離反にどう応えるのか

3. 情報の統制と表現の自由

国益と国民益

一律・包括・直裁的な情報コントロール

サイバー犯罪条約（データ保全義務） 新放送法

緊急時の政府の役割

指定公共機関への対応（災害対策法 原子力特措法 国民保護法・武力攻撃事態対処法）

情報の開示と情報の一元化

資料2 ソーシャルメディアのポジショニング

(1) 現象と定着と成熟と

2010 年ソーシャル元年

鳩山首相ツイッター 尖閣ビデオユーチューブ流出 WL (ウィキリークス) 告発
政治家ニコ生会見・ユーチューブ辞任 中東ネット革命 (フェイスブック・ツイッター)
伝統メディアを通さない直接発信
ネット情報をベースに新聞・テレビ報道がなされることの一般化
ダダ漏れ情報のダダ漏れ報道 (検証なし再報道)

社会的責任の発生と自覚

記者会見への参加 (批判する側から検証される側へ)
影響力の大きさ (フリーの立場から自己規制が必要な立場へ)
ユーザーリテラシーのサポート (触らない立場から使われ方へお節介する立場へ)
透明性の確保 (求める側から求められる側へ)

(2) 強みと弱みと弾みと

インフラ特性をどうコントロールするか

＜プラットフォーム＞と称することの無理
メディアとの境界とのボーダレス化
＜アーカイブ＞ (デジタルオンデマンド・ノンリニア) であることの意味
資金力と情報集約力が意味するもの

メディア特性をどう生かすか

＜フラット＞でいることの限界
強大化・巨大化することでのジレンマ
＜インタラクティブ＞であるがゆえの危険
空気の醸成とリテラシーの必要性
＜プリミティブ＞であることの大切さ
情報規制の容易さと隣り合わせ

(3) 効果と役割と影響と

新しい役割と機能の創出

情報主権の実現

双方向 情報公開

新たな言論公共空間の形成

公共性 意見形成力

従来機能への組み込み・代替

多元性多様性の存在

情報源 論点提示 マイノリティ

社会的チェック機能の発露

国家 (権力) 監視 協働作業

以上

資料3 政府発表文書

東北地方太平洋沖地震による災害に係る情報提供に関する日本放送協会及び社団法人日本民間放送連盟に対する要請

平成 23 年 4 月 1 日

総務省

総務省は、本日、日本放送協会（会長 松本 正之。以下「協会」）及び社団法人日本民間放送連盟（会長 広瀬 道貞。以下「民放連」）に対して、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 6 条の 2 の趣旨に鑑み、正確かつきめ細かな情報を国民に迅速に提供されるよう要請しました。

この度の東北地方太平洋沖地震による災害につきましては、被災地域が広範にわたり、また、被災者数も多大なものとなっていることから、下記の点について更なる取組を行うことが期待されているところであり、総務省としても、これらの点に配慮しつつ放送等に取り組んでいただくことが重要と認識しております。

協会及び民放連加盟各社におかれましては、下記の点に一層配慮の上、放送法第 6 条の 2 の趣旨に鑑み、正確かつきめ細かな情報を国民に迅速に提供されるよう、総務省は協会及び民放連に対して総務大臣名の文書により要請しました。

記

- 1 安否情報、生活関連情報についての正確かつきめ細かな情報提供
 - ・被災者の避難情報を含む安否情報の充実及び継続した提供
 - ・できる限り、多くの被災地域の情報を偏りなくとりあげる形での情報提供
 - ・地方公共団体の災害対策への取組等を含む、被災地住民の防災及び生活の安定に必要な情報のより詳細かつ具体的な提供
 - ・買い占め防止等、冷静な判断に基づく行動の呼びかけにつながる情報提供
 - ・原子力発電所の状況や計画停電等に関する情報提供 等
- 2 データ放送やインターネットを通じた情報提供の充実
 - ・デジタル放送の特長をいかしたデータ放送や、インターネットを通じた情報提供を併せて行うことによる情報提供の充実 等
- 3 被災地住民の立場に立った取材・報道
 - ・被災地住民の感情に配慮した取材方法の採用
 - ・各方面からの支援の紹介（義援金の取組などを含む）等、被災者の励みや市民の安心になる各種情報の提供 等
- 4 視聴覚障がい者や外国人に対する情報提供への配慮
 - ・字幕・解説放送や、外国語音声による放送の充実 等

○放送法

第 6 条の 2（災害の場合の放送） 放送事業者は、国内放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

東日本大震災に係るインターネット上の流言飛語への適切な対応に関する電気通信事業者関係団体に対する要請

平成 23 年 4 月 6 日

総務省総合通信基盤局

総務省は、本日、電気通信事業者関係団体に対し、東日本大震災に係るインターネット上の流言飛語について、各団体所属の電気通信事業者等が表現の自由に配慮しつつ適切に対応するよう、周知及び必要な措置を講じることを要請しました。

本日、「被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム」において、「被災地等における安全・安心の確保対策」が決定されました。

同対策においては、東日本大震災後、地震等に関する不確かな情報等、国民の不安をいたずらにあおる流言飛語が、電子掲示板への書き込み等により流布している状況に鑑み、インターネット上の流言飛語について関係省庁が連携し、サイト管理者等に対して、法令や公序良俗に反する情報の自主的な削除を含め、適切な対応をとることを要請し、正確な情報が利用者に提供されるよう努めることとされています。

同対策を踏まえ、総務省では、社団法人電気通信事業者協会、社団法人テレコムサービス協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会及び社団法人日本ケーブルテレビ連盟に対して、東日本大震災に係るインターネット上の流言飛語について、各団体所属の電気通信事業者等が表現の自由に配慮しつつ適切に対応するよう、周知及び必要な措置を講じることを要請しました。

別紙：東日本大震災に係るインターネット上の流言飛語への適切な対応に関する要請

平素より、情報通信行政に対し、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日、「被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム」(※)において、「被災地等における安全・安心の確保対策」(別紙参照)が決定されました。

東日本大震災後、地震等に関する不確かな情報等、国民の不安をいたずらにあおる流言飛語が、電子掲示板への書き込み等により流布しており、被災地等における混乱を助長することが懸念されます。

つきましては、インターネット上の地震等に関連する情報であって法令や公序良俗に反すると判断するものを自主的に削除することを含め、貴団体所属の電気通信事業者等に、表現の自由にも配慮しつつ、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」や約款に基づき、適切な対応をおとりいただくよう御周知いただくとともに、貴団体においても必要な措置を講じてくださいますようお願い申し上げます。

被災地等における安全・安心の確保対策について

平成23年4月6日

被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム

1 被災地等の治安回復・維持

(10) 流言飛語への対応

【内閣官房・警察庁・総務省・経済産業省】

地震や原子力発電所事故に関する不確かな情報等、国民の不安をいたずらにあおる流言飛語が、口伝えや電子メール、電子掲示板への書き込み等により流布されており、被災地等における混乱を助長していることから、このような流言飛語に惑わされることのないよう、関係省庁が連携して、広く注意喚起のための措置を講じる。

特に、インターネット上の流言飛語については、関係省庁が連携し、これらの実態を把握した上で、インターネット利用者に対して注意喚起を行うとともに、サイト管理者等に対して、法令や公序良俗に反する情報の自主的な削除を含め、適切な対応をとることを要請し、正確な情報が利用者に提供されるよう努める。

また、国、地方公共団体等は、あらゆるメディアを通じて信頼できる情報発信に努める。

なお、国、地方公共団体等が民間ソーシャルメディアを活用するに当たっては、認証の取得等の対策を講じることで、情報源としての信頼性を確保し、インターネット上の流言飛語を抑止する。

被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチームの設置について(抜粋)

平成23年3月31日

関係省庁申合せ

- 1 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被災地及び福島第一及び第二原子力発電所事故に係る避難指示対象地域等においては、混乱に乗じた犯罪等の発生が懸念されるとともに、その他の地域においても、人の善意に乗じた詐欺等の発生が懸念されることから、関係省庁が緊密に連携し、被災地等における安全・安心の確保に係る総合的な対策を検討・推進するため、「被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム」(以下「ワーキングチーム」という。)を設置する。

東北3県の地デジ移行を延期へ 総務省、震災影響を考慮

4月8日(金)11時20分配信 産経新聞

総務省が、東日本大震災の被害が大きい岩手、宮城、福島 の3県に限って、7月24日に予定していた地上デジタル放送(地デジ)への完全移行を半年から1年程度延期する方向で調整していることが8日、分かった。

総務省によると、震災や津波によって、電波の届きにくい地域向けの共同アンテナの損壊や流出が続出。被災の影響で地デジ対応の普及活動もストップしており、準備が間に合わない可能性が高いという。被災地からも「震災で地デジ移行は困難になった」との声が上がっており、アナログ放送の停止で被災者が情報を入手する手段が減ってしまうことへの懸念も強まっていた。

延期が決まれば、3県では7月24日以降も地上デジタル放送とアナログ放送の両方が見られる。延期には、電波法の改正が必要となるため、総務省は、今国会に提出している同法改正案に3県での延期措置を追加する方針。ただ、アナログ放送の停止で空く周波数帯を、通信容量が増大する一方の携帯電話に割り当てることも急務となっており、総務省は「長くても1年程度しか延ばせない」としている。一方、アナログ放送の延長に伴い、地元の放送局は機材の対応などで追加の費用負担が発生することになるため、総務省は、その分を国が補填する可能性についても検討する意向だ。

総務省の調査では、3県の2010年末時点の地デジ受信機の世帯普及率は90～93%にとどまっている。

3県の地デジ移行延期へ/震災の岩手、宮城、福島/総務副大臣

04月20日10:27:10 共同通信

平岡秀夫総務副大臣は20日、東日本大震災で大きな被害を受けた岩手、宮城、福島 の3県では、地上デジタル放送への完全移行を、当初予定の7月24日から最大1年延期すると発表した。津波で多数の地デジ受信設備が流失したことに加え、普及活動もほとんどストップし、7月までに準備が間に合わなくなったと判断した。

総務省はボランティア20万人規模の声掛け運動などを通じて地デジの完全移行を強く推し進めてきた経緯があり、大きな方針転換となる。震災以降、被災地ではアナログ放送の停止により災害情報などを入手する手段が減ってしまうことへの懸念が強まっていた。

被災地での「地デジ難視対策衛星放送」の一時利用を開始

平成 23 年 4 月 7 日

総務省社団法人デジタル放送推進協会

総務省及び社団法人デジタル放送推進協会（以下「Dpa」という。）は、東日本大震災の被災地において地上テレビ放送が視聴できない場合に、「地デジ難視対策衛星放送」を一時的にご利用いただくこととしました。この申込受付を本日から開始します。

総務省及びDpaは、地上テレビ放送のデジタル化により難視聴となる地域に対し、暫定的に地上デジタル放送の番組を送り届ける「地デジ難視対策衛星放送」（平成 22 年 3 月から Dpa が運用中。別添参照）について、今回の震災を受け、被災された方々に当該放送を一時的にご利用いただくこととし、本日から受付を開始します。一時利用の対象、申込手続き等は下記のとおりです。なお、岩手県及び宮城県の一部避難所では既に利用中です。

記

1 対象世帯等

岩手県、宮城県及び福島県の 3 県並びにその周辺の被災地の方々と、今回の震災により地上テレビ放送が視聴できなくなった世帯（非世帯施設を含む）。

2 一時利用の内容（主なもの）

- (1) 居住地等で視聴できる放送と同系列の東京地区の地上デジタル放送の番組を無料で視聴できます。
- (2) 視聴可能な期間は約半年の間です（視聴期間終了時は自動的に視聴制限（スクランブル）がかかり、視聴できなくなります。）。なお、必要により延長は可能です。
- (3) BS デジタル放送の受信に必要な BS アンテナ、BS デジタル放送対応のテレビ又はチューナは自己負担です。

3 手続方法

所定の申込書類の提出によりますが、当面は電話による受付を行います。

4 申込先（電話連絡先）

Dpa【地デジ難視対策衛星放送受付センター】0570-08-2200

上記番号でつながらない場合は 045-345-0522 でも受付可能

受付時間 平日 9 : 00～21 : 00、祝休日 9 : 00～18 : 00

5 受付開始日

平成 23 年 4 月 7 日（木）

6 その他

電波が弱い等により地上デジタル放送が受信できないと思われる地域の方は、電話による申込の際にご相談ください。デジサポで受信状況を確認し国が BS デジタル放送の受信設備整備を支援する場合があります。

臨時災害放送局

平成 23 年 4 月 18 日

被災地の生活に役立つ情報を臨時災害放送局で放送しています

臨時災害放送局は、安否確認の情報、電気・ガス・水道などのライフラインの復旧状況、行政機関からの情報など、避難生活をされている皆様に役立つ情報を FM 波で放送しています。FM ラジオ受信機で聴くことができますので、ご利用ください。

臨時災害放送局一覧

県名	放送エリア	局名	周波数 (MHz)
岩手県	宮古市の一部	みやこさいがいエフエム	77.4
	大船渡市の一部	おおふなとさいがいエフエム	78.5
	陸前高田市の一部		80.5
	釜石市の一部	かまいしさいがいエフエム	86.0
	石巻市の一部	いしのまきさいがいエフエム	76.4
	塩竈市の一部	しおがまさいがいエフエム	78.1
宮城県	気仙沼市の一部	けせんぬまさいがいエフエム	77.5
	名取市の一部	なとりさいがいエフエム	80.1
	岩沼市の一部	いわぬまさいがいエフエム	77.9
	登米市の一部	とめさいがいエフエム	76.7
	大崎市の一部	おおさきさいがいエフエム	79.4
	亘理町の一部	わたりさいがいエフエム	79.2
	山元町の一部	やまもとさいがいエフエム	80.7
	いわき市の一部	いわきさいがいエフエム	77.5
	須賀川市の一部	すかがわさいがいエフエム	80.7
	相馬市の一部	そうまさいがいエフエム	76.6
福島県	南相馬市の一部	みなみそうまさいがいエフエム	79.5
	茨城県 鹿嶋市の一部	かしまさいがいエフエム	76.7

(注 1) : 放送時間は、放送局によって異なります。

(注 2) : 臨時の放送局ですので、放送を終了・休止する場合があります。